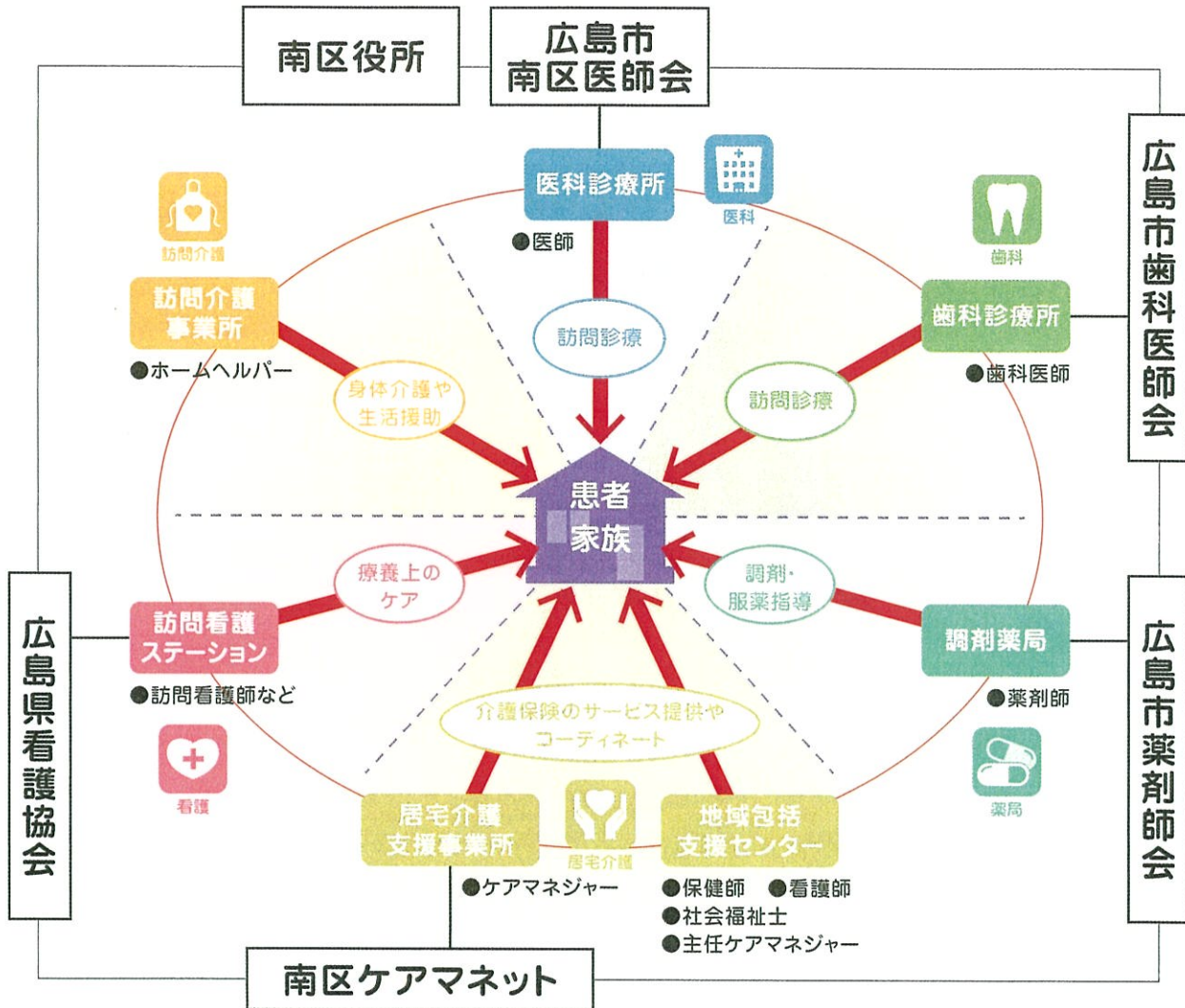


在宅医療とは？

在宅医療とは、医師・歯科医師・薬剤師・看護師・リハビリ専門職などの医療関係者が、往診及び定期的に通院困難な患者の自宅や老人施設などを訪問して提供する訪問診療など医療行為の総称のことを言います。また、医療行為と同時に必要な介護サービスを提供し、生活支援を行います。



在宅医療を支える医療・看護・介護



南区内の診療所は、病院と診療所、診療所間の連携、訪問看護ステーションを初めとする多職種・多施設との連携を密にして医療の向上に努めています。

*南区在宅医療支援マップに掲載されている診療所は、訪問診療または往診が可能です。



主治医の指示に基づいて看護師・リハビリ専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）などがご自宅を訪問し、療養上の指導・援助、診療補助、リハビリテーションなどを行います。



訪問歯科診療は、通院が困難など在宅で療養している方に、歯科医師が訪問をして治療することです。

*南区在宅医療支援マップに掲載されている歯科診療所は、訪問歯科診療が可能です。



介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者の心身の状況や、環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。



訪問薬剤管理指導は、医師・歯科医師の指示による処方箋を受け付けている保険薬局において、薬剤師が患者のご自宅へ訪問し、服薬指導や相談を行うことです。

*南区在宅医療支援マップに掲載されている薬局は、訪問薬剤管理指導が可能です。



訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者のご自宅を訪問し身体介護や生活援助などを行います。